

ふれあい掲示板補助金交付要綱

| | | |
|----|------------|---------|
| 制定 | 平成6年3月10日 | 要綱第 13号 |
| 改正 | 平成8年4月22日 | 要綱第 35号 |
| 改正 | 平成11年4月1日 | 要綱第 70号 |
| 改正 | 平成13年3月28日 | 要綱第105号 |
| 改正 | 平成21年3月31日 | 要綱第183号 |
| 改正 | 平成23年4月1日 | 要綱第 68号 |
| 改正 | 平成27年3月27日 | 要綱第163号 |
| 改正 | 平成29年5月24日 | 要綱第 43号 |
| 改正 | 平成31年3月29日 | 要綱第275号 |

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民のコミュニティ活動の促進のため、町会および自治会（以下「町会」という。）に開放した品川区所有の街頭掲示板（以下「ふれあい掲示板」という。）の使用管理に要する経費の一部として、ふれあい掲示板補助金（以下「補助金」という）を交付することに関して、必要な事項を定める。

(補助対象業務)

第2条 補助金交付の対象となる業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 区からのポスターの貼付および除去業務
- (2) 掲示物の整理ならびに掲示板および掲示板周辺の点検業務
- (3) その他区長が特に必要と認めた業務

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は予算の範囲内で決定する。

2 補助金の交付の対象となる団体は品川区町会自治会連合会（以下「連合会」という。）とする。

(交付予定額の通知)

第4条 区長は、年度当初において、別記第1号様式により補助金の交付予定額を連合会に通知する。

(交付申請)

第5条 連合会は、前条の通知を受けたときは、別に定める期日までに、別記第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 区長は、前条による補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付することを決定したときは、別記第 3 号様式による補助金交付決定通知書を連合会に送付する。

2 区長は、交付決定に必要な条件を付することができる。

(請求書の提出)

第 7 条 連合会は、前条の交付決定通知書を受けたときは、別に定める期日までに、別記第 4 号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定の内容変更等)

第 8 条 区長は、補助金の交付決定後に事情の変更が生じた場合において、必要があると認めるときは、交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(事故報告)

第 9 条 連合会は、補助対象業務の執行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、指示を受けるものとする。

(執行状況報告)

第 10 条 連合会は、補助対象業務の執行状況について、区長から報告を求められたときこれに応じなければならない。

(是正命令)

第 11 条 区長は、連合会の報告もしくは地方自治法第 2 2 1 条第 2 項の規定による調査等により、補助対象業務が交付決定の内容またはこれに付した条件に従って執行されていないと認められるときは、これらに従って当該補助対象業務を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、連合会が前項の命令に違反したときは、当該補助対象業務の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 12 条 連合会は、会計年度終了後、速やかに別記第 5 号様式による補助対象業務実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第 1 2 条の 2 区長は、前条の規定により実績報告書等を受けた場合には、これを調査し、補助対象業務が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであ

- ると認めたときは、別記第6号様式による補助金額確定通知書により連合会に通知する。
- 2 前項の規定による調査の結果、補助対象業務の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象業務につきこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
 - 3 前条の規定は、前項の命令により連合会が必要な処置をした場合について準用する。

(検査等)

第13条 区長が補助職員をして、補助対象業務の執行状況および経理について検査をさせる場合または報告を求めた場合は、連合会はこれに応じなければならない。

(経理等)

第14条 連合会は、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象業務に関する記録を整備し、経理および補助対象業務の執行状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消し)

第15条 区長は、次の各号の一つに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2)補助金を他の用途に使用したとき。
- (3)補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(返還)

第16条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助対象業務の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 品川区区民専用掲示「ふれあい広場」管理要綱（昭和63年9月要綱第35号）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成8年5月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年5月24日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(第2号様式)

年 月 日

品川区長 あて

住所

氏名 品川区町会自治会連合会
会長

年度ふれあい掲示板補助金交付について（申請）

年度ふれあい掲示板補助金を下記により交付されるよう申請します。

記

1. 申請額 円
年度ふれあい掲示板 本の使用管理に係る補助金
2. 補助業務の内容
 - ・区からのポスターの貼付および除去業務
 - ・掲示物の整理ならびに掲示板および掲示板周辺の点検業務
 - ・その他区長が特に必要と認めた業務

(第3号様式)

品地地収第 号
年 月 日

品川区町会自治会連合会
会長 様

品川区長

年度ふれあい掲示板補助金交付額の決定について（通知）

年度の補助金を下記のとおり決定したので通知します。
つきましては、同封の補助金請求書に所要事項を記入し、押印のうえ提出してください。

記

1. 交付決定額 円
2. 提出期限 年 月 日（ ）
3. 提出先 品川区地域振興部地域活動課地域支援係

(第4号様式)

請 求 書

| | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| | | | | | | | | |

年度ふれあい掲示板 本の使用管理に係る補助金として上記のとおり請求いたします。

年 月 日

住 所

氏 名 品川区町会自治会連合会
会 長

品 川 区 長 あて

(第5号様式)

年 月 日

品川区長あて

住所

氏名 品川区町会自治会連合会

年度ふれあい掲示板補助金に係る業務実績について（報告）

年 月 日付品地地収第 号により交付決定を受けたふれあい掲示板補助金に係る業務実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

1. 年度各地区町会自治会連合会別区からのポスター掲出枚数 別紙1
2. 年度 ふれあい掲示板使用管理状況 別紙2
3. 年度 ふれあい掲示板補助金収支決算書 別紙3

(第6号様式)

品地地収第 号
年 月 日

品川区町会自治会連合会
会長 様

品川区長

年度ふれあい掲示板補助金の額の確定について

ふれあい掲示板補助金交付要綱に基づき、 年 月 日付の実績報告書
等について審査した結果、下記のとおり 年度の補助金額を確定したので通知
します。

記

| | |
|-------------|---|
| 交付すべき補助金の額 | 円 |
| 既に交付した補助金の額 | 円 |
| 差し引き | 円 |